

目次

○	特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）	10
○	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）（第三条関係）	11
○	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）（第四条関係）	21
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条関係）	23
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第六条関係）	25
○	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）	26
○	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第六条関係）	27
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第六条関係）	28
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）	29
○	地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第六条関係）	30
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第六条関係）	31
○	独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第六条関係）	32
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第六条関係）	33
○	独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第六条関係）	34
○	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第六条関係）	35
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第七条関係）	36
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第七条関係）	37
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第七条関係）	38
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）（第七条関係）	39

○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）（抄）（第七条関係）	40
○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）（抄）（第七条関係）	41
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第八条関係）	42
○ 地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）（抄）（第九条関係）	44
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第十条関係）	45
○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第十一条関係）	46

改正案	現行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条 雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法第八条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第八条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第八条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域）</p> <p>第三条 法第八条第三項の政令で定める雨水貯留浸透施設の区域は、当該雨水貯留浸透施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は雨水を貯留する空間を確保するためのもので柱若しくは壁及びこれらによつて支えられる人工地盤から成る構造を有するものである場合にあつては当該雨水貯留浸透施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的区域とし、それ以外の場合にあつては当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域とする。</p> <p>（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）</p> <p>第四条 法第十条の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条 雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域）</p> <p>第三条 法第六条第三項の政令で定める雨水貯留浸透施設の区域は、当該雨水貯留浸透施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は雨水を貯留する空間を確保するためのもので柱若しくは壁及びこれらによつて支えられる人工地盤から成る構造を有するものである場合にあつては当該雨水貯留浸透施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的区域とし、それ以外の場合にあつては当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域とする。</p> <p>（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）</p> <p>第四条 法第八条の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p>

一 (略)

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ (略)

ロ 流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ (略)

(雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助)

第五条 法第十六条の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2 法第十六条の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。

(許可を要する雨水浸透阻害行為の規模)

第六条 法第三十条本文の政令で定める規模は、当該雨水浸透阻害行為をする土地の面積が千平方メートルであるものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び第

一 (略)

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ (略)

ロ 法第四条第一項に規定する流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ (略)

(新設)

(許可を要する雨水浸透阻害行為の規模)

第五条 法第九条本文の政令で定める規模は、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積が千平方メートルであるものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。)又は同法第二百五十二条の十

十四条において「指定都市等」という。）又は同法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章第一節（法第四十条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部とされた市町村（以下この条において「事務処理市町村」という。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第九条第二項において同じ。）は、当該規模について、条例で、区域を限り、当該雨水浸透阻害行為をする土地の面積を五百平方メートル以上千平方メートル未満とする範囲内で、別に定めることができる。

（雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為）

第七条 法第三十条ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。第十二条第二号、第十五条第二号及び第十七条第二号において同じ。）の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）

第八条 法第三十条第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一・二 （略）

（対策工事の計画についての技術的基準）

第九条 法第三十二条（法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、その対策工事の計画が、当該行為区域で基準降雨（第六条ただし書の規定により条例が定められた場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該条例で基準降

七の二第一項の規定に基づき法第三章（法第十九条、第二十六条及び第三節を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この条において「事務処理市町村」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第八条第二項及び第十三条において同じ。）は、当該規模について、条例で、区域を限り、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積を五百平方メートル以上千平方メートル未満とする範囲内で、別に定めることができる。

（通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第六条 法第九条ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。第十一条第二号及び第十四条第二号において同じ。）の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）

第七条 法第九条第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一・二 （略）

（対策工事の計画についての技術的基準）

第八条 法第十一条（法第十六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、その対策工事の計画が、当該行為区域で基準降雨（第五条ただし書の規定により条例が定められた場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該条例で基準降雨の

雨の強度を超えない降雨を定めたとき、又は次条第一号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあつては、当該降雨)の強度の降雨が生じた場合においても、国土交通省令で定めるところにより、流出雨量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであることとする。

2 (略)

(技術的基準の強化に関する条例の基準)

第十条 法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 技術的基準の強化は、法第四条第一項の規定により流域水害対策計画を定めた地方公共団体が、国土交通省令で定めるところにより、当該流域水害対策計画を共同して定めた同項の河川管理者等の意見を聴いて、前条第二項の基準降雨の強度を超える降雨(次号において「強化降雨」という。)を定めることにより行うものであること。

二 強化降雨は、国土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の強度を超えない範囲内で定めるものであり、かつ、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであること。

(収用委員会の裁決の申請手続)

第十一条 法第三十八条第八項(法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条第六項又は第七十七条第十項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

強度を超えない降雨を定めたとき、又は次条第一号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあつては、当該降雨)の強度の降雨が生じた場合においても、国土交通省令で定めるところにより、流出雨量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであることとする。

2 (略)

(技術的基準の強化に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 技術的基準の強化は、法第四条第一項の流域水害対策計画を定めた地方公共団体が、国土交通省令で定めるところにより、当該流域水害対策計画を共同して定めた同項の河川管理者等の意見を聴いて、前条第二項の基準降雨の強度を超える降雨(次号において「強化降雨」という。)を定めることにより行うものであること。

二 強化降雨は、国土交通省令で定めるところにより、法第四条第一項の流域水害対策計画において定められた都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨のいづれかの強度を超えない範囲内で定めるものであり、かつ、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであること。

(収用委員会の裁決の申請手続)

第十条 法第十七条第八項(法第二十四条第二項において準用する場合を含む。)、第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(許可を要しない雨水貯留浸透施設に係る行為)

第十二条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為)

第十三条 法第三十九条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(保全調整池として指定する防災調整池の規模)

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生を防止を図るため特に必要があると認める場合においては、当該防災調整池が存する都道府県(当該防災調整池が指定都市等又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章第二節(法第四十七条を除く。)に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この条において「事務処理市町村」という。)の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村)は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

(届出が必要でない保全調整池に係る行為)

第十五条 法第四十六条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為)

(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十一条 法第十八条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為)

第十二条 法第十八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(保全調整池として指定する防災調整池の規模)

第十三条 法第二十三条第一項の政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生を防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十四条 法第二十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為)

第十六条 法第四十六条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(削る)

(届出が必要でない貯留機能保全区域内の行為)

第十七条 法第五十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物等の建築その他の貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該土地が有する法第五十五条第一項に規定する機能が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。)

(特定開発行為に係る土地の形質の変更)

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この条において同じ。)を生ずることとなるもの
- 二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該

第十五条 法第二十五条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(収用委員会の裁決の申請手続)

第十六条 法第三十四条第十項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2 | 前項の規定の適用については、小段その他のものによつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面（崖の地表面をいう。以下この項において同じ。）の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

（特定開発行為に係る制限用途）

第十九条 法第五十七条第二項第二号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦又はじよく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

二 幼稚園及び特別支援学校

三 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじよく婦の収容施設があるものに限る。）

（特定開発行為の制限の適用除外）

第二十条 法第五十七条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げ

（新設）

（新設）

るものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 二 仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(特定建築行為の制限の適用除外)

第二十一条 法第六十六条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う建築
- 二 仮設の建築物の建築
- 三 特定用途（第十九条各号に掲げる用途をいう。以下この号において同じ。）の既存の建築物（法第五十六条第一項の規定による浸水被害防止区域の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為

(居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室)

第二十二条 法第六十八条第一項第二号イ（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、居間、食事室、寝室その他の居住のための居室（当該居室を有する建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室）とする。

2 法第六十八条第一項第二号ロ（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室）とする。

- 一 第十九条第一号に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）
- 二 第十九条第一号に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する

(新設)

(新設)

日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの

三 第十九条第二号に掲げる用途 教室

四 第十九条第三号に掲げる用途 病室その他これに類する居室

(特定建築行為着手の制限の例外となる工事)

第二十三条 法第七十条第三項（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(新設)

(雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助)

第二十四条 法第七十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する雨水貯留浸透施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一〇十五 （略）</p> <p>十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第 十條</p>	<p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一〇十五 （略）</p> <p>十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第 八條</p>

改正案	現行
<p>（国土交通大臣に協議する事業計画）</p> <p>第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当する変更のみの変更に係る事業計画</p> <p>二 （略）</p> <p>（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）</p> <p>第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 計画降雨の設定又は変更</p> <p>七 （略）</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七条第一項（法第二十五条の三十において準用する場合</p>	<p>（国土交通大臣に協議する事業計画）</p> <p>第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画</p> <p>二 （略）</p> <p>（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）</p> <p>第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 （新設）</p> <p>（略）</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七条第一項（法第二十五条の十八において準用する場合</p>

合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)

第五条の七 法第七条第二項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第五条の十二 法第七条の三第二項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2 (略)

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 法第八条(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。

次項において同じ。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

一 四 (略)

2 3 4 (略)

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第一項(法第二十五条の三十第一項にお

合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)

第五条の七 法第七条第二項(法第二十五条の十八において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第五条の十二 法第七条の三第二項(法第二十五条の十八において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2 (略)

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 法第八条(法第二十五条の十八において準用する場合を含む。

次項において同じ。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

一 四 (略)

2 3 4 (略)

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第一項(法第二十五条の十八第一項にお

て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第二項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。)に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三に掲げる施設(同号ハに掲げる施設のうち温泉法(昭和二十三年法

て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第二項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。)に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三に掲げる施設(同号ハに掲げる施設のうち温泉法(昭和二十三年法

律第二百二十五号) 第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。
。)とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇七 (略)

二〇四 (略)

(適用除外)

第九条の六 法第十二条の二第五項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇二 (略)

律第二百二十五号) 第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。
。)とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇七 (略)

二〇四 (略)

(適用除外)

第九条の六 法第十二条の二第五項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇二 (略)

(事故時の措置を要する物質又は油)

第九条の八 法第十二条の九第一項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 三 (略)

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第十条 法第十六条ただし書(法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠きょうの開渠きやうである構造の部分又はますの清掃とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第十条の二 法第十八条の二(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水

(事故時の措置を要する物質又は油)

第九条の八 法第十二条の九第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 三 (略)

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第十条 法第十六条ただし書(法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠きょうの開渠きやうである構造の部分又はますの清掃とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第十条の二 法第十八条の二(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水

道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

(放流水の水質検査)

第十二条 法第二十一条第一項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口（雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。）からの放流水について、少なくとも毎月二回（ダイオキシン類については水質検査にあつては、少なくとも毎年一回）、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 六 (略)

(発生汚泥等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項（法第二十五条の三十一において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。）

道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

(放流水の水質検査)

第十二条 法第二十一条第一項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口（雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。）からの放流水について、少なくとも毎月二回（ダイオキシン類については水質検査にあつては、少なくとも毎年一回）、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 六 (略)

(発生汚泥等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。）

に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの（次条において「発生汚泥等」という。）とする。

（資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行わせることができる場合）

第十四条 法第二十二條第一項（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設及びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（公共下水道又は流域下水道の維持管理のうち資格を有する者以外の者に行わせてはならない事項）

第十五條の二 法第二十二條第二項（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、処理施設又はポンプ施設の維持管理に関する事項とする。

（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格）

第十五條の三 法第二十二條第二項（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助）

第十七條の六 法第二十五條の十五の規定による国の認定事業者に対す

に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの（次条において「発生汚泥等」という。）とする。

（資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行わせることができる場合）

第十四条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設及びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（公共下水道又は流域下水道の維持管理のうち資格を有する者以外の者に行わせてはならない事項）

第十五條の二 法第二十二條第二項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、処理施設又はポンプ施設の維持管理に関する事項とする。

（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格）

第十五條の三 法第二十二條第二項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（新設）

る補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2 法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の七 流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の十第七号において同じ。)及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 六 (略)

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の八 法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の十第一号から第三号まで、第四号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)又は第八号のいずれかに該当する変更のみの

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の六 流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の九第七号において同じ。)及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 六 (略)

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の七 法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の九第一号から第三号まで及び第四号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

変更に係る事業計画

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第十七条の九 法第二十五条の二十三第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 一七 (略)

八 計画降雨の設定又は変更

九 (略)

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の十一 法第二十五条の二十九第三号に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、第十七条の二各号に掲げる工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の十二 法第二十五条の二十九第四号に規定する政令で定めるときは、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第十七条の八 法第二十五条の十一第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の九 法第二十五条の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 一七 (略)

(新設)

八 (略)

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の十 法第二十五条の十七第三号に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、第十七条の二各号に掲げる工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の十一 法第二十五条の十七第四号に規定する政令で定めるときは、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障

障を及ぼすおそれがないと認めた場合とする。

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の十三、第五条の八、第五条の九（第六号に係る部分を除く。

）及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、一年に一回以上行うこと。

を及ぼすおそれがないと認めた場合とする。

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の十二、第五条の八、第五条の九（第六号に係る部分を除く。

）及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則）</p> <p>第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>一 洪水、津波、高潮その他の天然現象（以下この号において「洪水等」という。）による災害の発生防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水等及びこれらによる災害の発生状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の現在及び将来の気象の状況、土地利用の現状及び将来の見通し、地形、地質その他の事情を総合的に考慮すること。</p> <p>二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占有、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持その他の事情を総合的に考慮すること。</p> <p>三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保その他の事情を総合的に考慮すること。</p> <p>（適用しない規定）</p> <p>第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条から第十六条の三まで、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二項及び第四項、第五十一条の三、第五十八条の十第二項、第六十二条、第六十五条の二、第六十五条の三第四項、第六十五条の四第三項、第七十条の二、第七十九条第二項、第九十七条第二項及び第三項並びに第九十九条とする。</p>	<p>（河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則）</p> <p>第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>一 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、津波、高潮等及びこれらによる災害の発生状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。</p> <p>二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占有、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。</p> <p>三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。</p> <p>（適用しない規定）</p> <p>第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条から第十六条の三まで、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二項及び第四項、第五十一条の三、第六十二条、第六十五条の二、第六十五条の三第四項、第六十五条の四第三項、第七十条の二、第七十九条第二項、第九十七条第二項及び第三項並びに第九十九条とする。</p>



改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十八 （略） 十八の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号 ）<u>第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七条第 一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項の許可 十九～二十八 （略）</u> （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭 和四十三年法律第一号）<u>第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）</u>で当該宅地又は建物に係るものとする。 一～十九 （略） 十九の二 特定都市河川浸水被害対策法<u>第二十四条、第三十条、第三 十七条第一項、第三十九条第一項、第四十六条第一項、第五十二条 、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六 十六条及び第七十一条第一項</u> 二十～三十七 （略）</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十八 （略） 十八の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号 ）<u>第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可</u> 十九～二十八 （略） （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭 和四十三年法律第一号）<u>第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）</u>で当該宅地又は建物に係るものとする。 一～十九 （略） 十九の二 特定都市河川浸水被害対策法<u>第九条、第十六条第一項、第 十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条</u> 二十～三十七 （略）</p>

2
•
3

(略)

2
•
3

(略)

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十一～三十六 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十一～三十六 （略）</p>

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>十七～三十二 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十七～三十二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したものの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二～十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したものの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二～十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十～三十二 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十～三十二 （略）</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十六 （略） 三十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。） 第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。） 第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。） 三十八～六十一 （略） 2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十六 （略） 三十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 三十八～六十一 （略） 2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>十九〇二十六 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十九〇二十六 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五 （略） 二十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。） 第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。） 第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。） 二十七～四十三 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五 （略） 二十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 二十七～四十三 （略） 2 （略）</p>

○ 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十一（略） 十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。） 十三〇十八（略） 二〇三（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十一（略） 十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 十三〇十八（略） 二〇三（略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九 （略） 二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。） 二十一～三十五 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九 （略） 二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 二十一～三十五 （略）</p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九 （略） 二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。） 二十一～三十一 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九 （略） 二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 二十一～三十一 （略） 2 （略）</p>

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十一～三十 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十一～三十 （略）</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一〇七（略） 八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第三</u>十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。） 九〇十六（略） 二（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一〇七（略） 八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第十</u>四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 九〇十六（略） 二（略）</p>

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十七 （略） 十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。） 十九～三十三 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十七 （略） 十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 十九～三十三 （略） 2 （略）</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八 （略） 十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。） 二十～二十七 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八 （略） 十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 二十～二十七 （略） 2 （略）</p>

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第二十二条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～八 （略） 九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第三十五</u>条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。） 十～十五 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十二条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～八 （略） 九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第十四</u>条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 十～十五 （略） 2 （略）</p>

○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十五条 機構が行う法附則第六条第一項、第八条第一項及び第十条第一項に規定する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>九〇十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十五条 機構が行う法附則第六条第一項、第八条第一項及び第十条第一項に規定する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>九〇十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第三</u>十五條（同法第三十七條第四項及び第三十九條第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第十</u>四條（同法第十六條第四項及び第十八條第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案

現 行

（技術検定）
 第四条 法第二十六条第一項第七号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、学科試験により行う。

（技術検定）
 第四条 法第二十六条第一項第七号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、学科試験により行う。

検定区分	検定技術
第一種技術検定	計画設計（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画及び同法第二十五条の二十三第一項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この項において同じ。）を行うために必要とされる技術

検定区分	検定技術
第一種技術検定	計画設計（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画及び同法第二十五条の十一第一項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この項において同じ。）を行うために必要とされる技術

2・3 (略)

2・3 (略)

（下水道管理団体の権限の代行）
 第五条 事業団が特定下水道工事を行う場合において、法第三十条第二項の規定により事業団が下水道管理団体に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

（下水道管理団体の権限の代行）
 第五条 事業団が特定下水道工事を行う場合において、法第三十条第二項の規定により事業団が下水道管理団体に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 下水道法第十五条（同法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させること。
- 二 下水道法第十六条（同法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により工事を行うことを承認すること。
- 三 下水道法第十七条（同法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議

- 一 下水道法第十五条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させること。
- 二 下水道法第十六条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により工事を行うことを承認すること。
- 三 下水道法第十七条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議

すること。

四 (略)

五 下水道法第二十五条の二十九第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。

六 十二 (略)

2 4 (略)

(他の法令の準用)

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を準用する。

一 十三 (略)

十四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)

十五 二十七 (略)

2 (略)

すること。

四 (略)

五 下水道法第二十五条の十七第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。

六 十二 (略)

2 4 (略)

(他の法令の準用)

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を準用する。

一 十三 (略)

十四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

十五 二十七 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第一第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十六条（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）（同法第二十五条の三十又は第三十一条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けて行う同法による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 当該承認</p> <p>四〇十（略）</p> <p>五〇七（略）</p>	<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第一第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十六条（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）（同法第二十五条の十八又は第三十一条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けて行う同法による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 当該承認</p> <p>四〇十（略）</p> <p>五〇七（略）</p>

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十二の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七号</u>第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項の許可</p> <p>二十三～三十二（略）</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十二の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項</u>の許可</p> <p>二十三～三十二（略）</p>

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（居住誘導区域を定めない区域） 第三十条 法第八十一条第十九項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域</p>	<p>（居住誘導区域を定めない区域） 第三十条 法第八十一条第十九項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p>